

農水省、  
受託規程通知改正でブロック説明会

農水省は、酪農家などが指定団体に生乳販売を委託する場合に公平性や透明性が確保されるように、指定団体の受託規程の内容を示した生産局長通知を改正し、9月30日から全国8カ所でブロック説明会を開いた。

## ● 受託規程例を分かりやすく解説して通知

農水省は、指定団体が生乳受託販売業務を行う場合に守らなければならないルールとして模範受託規程例を定めている。これまでは、平成12年の不足払い制度改正を受けて13年2月28日付で定めた後、集送乳の合理化やポジティブリスト制度の導入を踏まえ、18年1月27日付で一部改正した。

今回は、模範受託規程例の内容は改正せず、受託規程例に定められている内容を分かりやすく解説した「別添資料」を添付し、農水省生産局長名で今年7月31日付として指定団体、都道府県に通知していた。

● 指定団体、県連、単協も受託規程定める  
乳価交渉経過の情報開示に努める

今回の通知の主なポイントは次の4点となる。

下記の1)、2)、3)は指定団体、指定団体会員及びその会員において、それぞれ実施することとする。

## 1) 生乳受託規程の策定及び生乳受託契約の締結

● 生乳受託規程については、指定団体会員(県連、県単一農協)及びその会員(単協)においても、それぞれ定める。それとともに、生乳受託契約についても、指定団体会員とその会員(指定団体の孫会員)、さらに単協などと生産者などの間で順次締結する。

## 2) 生乳の品質規格

● 生乳の品質規格(乳脂率、無脂乳固形分率など)については、生乳受託契約において各項目の格差及び格差金を明記する。

## 3) 委託者ごとに支払う生乳の対価から経費などを控除する場合の手続き

● 生乳の対価から経費などを控除する場合、総会またはこれに代わる組織決定を行う機関に諮るとともに、生乳受託規程や生乳受託契約にその旨を規定する。

- 生乳受託契約において、各経費などの費目及び単価について明記し、当該経費などの控除者名を明示する。
- 生乳受託契約の締結に際しては、事前に各経費などの目的及び内容などについて、可能な限り具体的な説明により周知を図る。
- 経費などについて、目的に応じて適正な科目・区分による会計処理を行う。

## 4) その他

- 乳価交渉の過程及び内容に関する情報については、交渉に支障を来さないと判断される範囲内で、可能な限り委託者及び生産者に開示するよう努める。

## ● 指定団体運営の透明性確保迫られる

農水省が今回、生産局長通知の内容を改正した理由の一つには、政府の規制改革推進会議などから指摘された生乳受託販売の委託契約や乳業者との生乳取引交渉の公正性、透明性の確保を図ることがあげられる。

農水省牛乳乳製品課の山路敬畜産専門官は10月30日、関東農政局が開いた関東ブロックの説明会で、生産局長通知を出した背景について「最近、酪農家から牛乳乳製品課に直接、『生産者までどれだけの経費がかかり、控除されているのか分からない』という問い合わせが増えている。牛乳乳製品課としては、単協、県連、指定団体の受託規程で決まった経費を控除していると答えているが、酪農家からは『そういう規程は見ることがない』という話が多い。今回の通知では、各段階で契約締結し、酪農家に控除した内容などを明らかにするため、別添資料で解説した」と述べ、指定団体の生乳受託規程の内容を各組織から酪農家まで周知徹底し、公平で透明な指定団体運営に取り組む必要性を改めて強調した。